

## 富山県産業技術研究開発センターにおける科学研究費助成事業の研究実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、富山県産業技術研究開発センター（以下「センター」という。）の研究所において行う研究のうち、科学研究費助成事業（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金）（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果を挙げるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

### (科研費により研究を行う者)

第2条 科研費により研究活動に従事する者は、富山県産業技術研究開発センター競争的科研費等に関する取扱規程第2条第2項に規定する「研究所」の研究職員であって、当該研究期間中に富山県を定年退職等により、その身分を失わない者（以下「研究者」と言う。）とする。

### (研究計画の策定)

第3条 研究者は、センターの研究業務を推進する観点から各研究所長と相談のうえ、自発的に研究計画を立案し、研究を実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し申請する研究者は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、富山県産業技術研究開発センター所長（以下「センター所長」という。）の承認を受けるものとする。

### (研究の実施)

第4条 研究者は、センターの職務として科研費による研究を行うものとする。

### (研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、当該研究の成果についてあらかじめセンター所長の承認を受け、公表することができる。この場合、研究者は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において、学会等に参加できるものとする。

### (研究報告の義務)

第6条 研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に付される条件に準拠して報告書を作成し、当該報告書の写をセンター所長に提出するものとする。

### (執行・管理等の事務)

第7条 科研費の研究計画調書の取りまとめ及び研究者への相談及び指導は、企画調整課、

補助金の経理事務は総務課が所掌する。

(法令等の順守)

第8条 研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等及びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを順守するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年3月31日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。